

セルフメディケーション税制適用チェックシート（平成 29 年分）

居住者の方で、この質問項目の全ての回答が「はい」となった方は、原則として、セルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

1	あなた（申告者本人）は平成 29 年中に、健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）として次のいずれかを行っていますか。 ☐ 予防接種 ☐ 市区町村が実施するがん検診や健康診査 ☐ 勤務先が実施する定期健康診断 ☐ 保険者（健康保険組合等）が実施する健康診断（人間ドック、各種健（検）診等） ☐ 特定健康診査（メタボ検診）又は特定保健指導	いいえ →
はい ↓		
2	平成 29 年分確定申告で、従来の医療費控除の適用はありませんか。 ※ 従来の医療費控除の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の適用を受けることはできません。	いいえ →
はい ↓		
3	平成 29 年中に、特定一般用医薬品等（スイッチ OTC 医薬品）の購入費として <u>1 万 2 千円以上</u> の支払いがありますか。（注）	いいえ →
はい ↓		
セルフメディケーション税制の適用を受けることが <u>できます</u> 。		

セルフメディケーション税制の適用を受けることができません。

（注） 病院等へ支払う治療や療養のための費用は、セルフメディケーション税制の対象にはなりません。

添付又は提示が必要な書類

- ☐ 一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

※ 詳しくは、裏面「『一定の取組を行ったことを明らかにする書類』について」をご確認ください。

- ☐ セルフメディケーション税制の明細書（添付）

※ 「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁ホームページでダウンロードできます。

（注） 特定一般用医薬品等購入費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
平成 31 年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

※ 詳細については、裏面をご確認ください。

セルフメディケーション税制の概要について

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、①健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、②自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、③一定の金額の所得控除を受けることができるものです。

「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」について

具体例（複数該当する場合はいずれかを添付又は提示）

- ① インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収証又は予防接種済証
 - ② 市区町村のがん検診の領収証又は結果通知表
 - ③ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
※ 結果通知表に「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」の記載が必要です。
 - ④ 特定健康診査の領収証又は結果通知表
※ 領収証や結果通知表に「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載が必要です。
 - ⑤ 人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証又は結果通知表
※ 領収証や結果通知表に「勤務先名称」又は「保険者名」の記載が必要です。
- ※1 結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切取りなどをした写しでも差し支えありません。
2 上記③から⑤に記載の領収証や結果通知表を用意できない方は、勤務先又は保険者に一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受け、その証明書を確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」には、次の事項の記載が必要です。

- ☑ 氏名
- ☑ 取組を行った年（平成 29 年中に受診したものであること）
- ☑ 事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称又は診察を行った医療機関の名称
もしくは医師の氏名

特定一般用医薬品等について

「特定一般用医薬品等」とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）をいいます。

なお、一部の対象となるスイッチ OTC 医薬品のパッケージには、次のような識別マークが印刷または貼付されています。



※ 製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。

※ 製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク無しでも同じ製品は制度の対象となります。

また、購入の際のレシート、領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の印字か手書きの注記がされることとなっていますので、レシート、領収書等をご確認ください。

そのほか、対象となる具体的なスイッチ OTC 医薬品は、厚生労働省のホームページで確認ができます。



または

厚生労働省 セルフメディケーション税制

検索

